

告示

埼玉県告示第千百六十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ー―「ー」（ベンゾ「*b*」チオフェン―ニ―イル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名 *Benocyclidine*、*BTCP*）及びその塩類
- ロ *N*・*N*―ジエチル―ニ―（ニ―「（四―メトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール―イル）エタン―アミン（通称名 *Metonitazene*）及びその塩類
- ハ キノリン―八―イル〓三―「（四・四―ジフルオロピペリジン―イル）スルフォニル」―四―メチルベンゾアート（通称名 *FMPSB*）及びその塩類
- ニ *N*―（アダマンタン―イル）―（シクロヘキシルメチル）―*H*―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名 *ACHMINACA*、*Adamantyl-CHMINACA*）及びその塩類

二 効力発生の日

令和三年十月二十二日